コーポレート・ガバナンス報告書

2026年2月27日
株式会社RAVIPA
代表取締役　新井　　亨
問合せ先：　管理部　　渡部　颯太
03-6907-3950
ＵＲＬ　　https://ravipa.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは、「サブスク×D2Cで社会を豊かに便利にする」という理念のもとお客様のニーズに沿った商品開発とサービスの提供を行っております。また、社会環境や経営環境が急激に変化する中、SDGsやESGへの対応に充分留意しながらステークホルダーの皆様と共に成長することを目標としております。その実現のためには、当社グループが成長・発展し、健全で透明性のある経営を継続していくことが大切であると考えており、法令遵守や適切な情報開示を真摯に行ってゆく所存でおります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新井　亨	898,800	45.39
統合アセットマネジメント株式会社	600,000	30.30
ARAIインベストメント合同会社	376,200	19.00
鈴木　浩喜	100,000	5.05
江口　智亮	4,900	0.25
有限会社ハートサービス	100	0.005

支配株主名	新井　亨

親会社名	なし

補足説明

ARAI インベストメント合同会社は当社代表取締役社長である新井　亨の資産管理を目的とする会社であり、議決権の全てを保有しております。

３．企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	11 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

原則として支配株主との間で取引等は行わない方針でありますが、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

－

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	７名
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江口　智亮	税理士							○				

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江口　智亮	―	―	同氏は会計、税務及び法務に関する経験と知見を有しており、外部からの客観的かつ中立的な経営監視が機能すると判断し、社外取締役に適任と判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	３名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況　更新

当社は大会社ではありませんが会計監査人として、監査法人コスモスとの間で会社法、金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。 会計監査人、監査役会、内部監査担当は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　浩喜	他の会社の出身者							○				
細野　幸男	他の会社の出身者											
杉浦　幸彦	弁護士											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　浩喜	―	―	同氏は、複数企業での役員経験また上場企業での監査役の実務経験が豊富であり、その経験と見識から客観的立場から知見を有しており、有益な監査を期待でき、社外監査役に適任と判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はありません。
細野　幸男	―	―	同氏は様々な業種の会社において、常勤取締役を歴任しており、監査役の豊富な実務経験を有しております。その経験と見識から有益な監査を期待でき、常勤監査役(社外監査役)に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はありません。
杉浦　幸彦	―	―	同氏は弁護士として専門的な知識・経験等を活かし、広範かつ高度な視野で適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	０名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施しておりません。

該当項目に関する補足説明

―

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません。

該当項目に関する補足説明

報酬総額が１億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの 総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

－

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対して、管理本部長が、取締役会開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに、定期的に重要な会議に参加を求め、必要な情報を提供し、適宜説明を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

イ．取締役会

当社の取締役会は、４名の取締役（うち社外取締役１名）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。当社の子会社２社においては、当社代表取締役が代表取締役を兼務しており、各社の経営状況については必要に応じ、代表取締役が当社取締役会に報告を行っております。

ロ．監査役会

2025 年２月 28 日開催の「第７回定時株主総会」にて、監査役会の設置が決議されました。監査役会は監査役３名（うち社外監査役３名）により構成され、定時監査役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催してまいります。また、監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、改廃、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行うとともに、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能させてまいります。監査役としては、現行どおり取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べてまいります。

ハ．内部監査室

当社の内部統制及びその業務執行状況につきまして、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を 設置しております。各部以下全部署を対象とし、定期監査を行っております。監査終了後、 速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。

ニ、会計監査人

当社は、2026 年 11 月期の会計監査について、監査法人コスモスと監査契約を締結しております。なお、2025 年 11 月期については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づく監査を受け、監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の２名です。いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士

８名及びその他４名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士の間には特別な利害関係はありません。

ホ、コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、代表取締役を委員長として、取締役、監査役、営業部長、管理部長で構成される「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は３ヶ月に１回開催され、リスク管理の推進やコンプライアンス体制の強化と推進を目的とし、法改正や重要なクレームに関する事象・取り組み等を報告・協議し、必要に応じて勧告等を行っております。

へ、経営会議

当社は、代表取締役、営業部長、管理部長、常勤監査役、オブザーバーとして社外監査役から構成される経営会議を原則として毎月１回開催しております。本会議では、経営上の重要事項の情報共有や協議を目的としております。業務の具体的な方向性を定めることで、業務の活性化及び効率化を図っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの企業価値の持続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動から生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでおります。現状、当社コーポレート・ガバナンス体制では、社外取締役が客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行うことができており、また監査役会、内部監査役及び監査法人が相互連携を図ることで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できる ように、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、２月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、 他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	これまで電磁的方法による議決権の行使実績はありません。上場に向けた今後の検討事項と認識しています。

２．IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設けて、当社に関しての開示したリリースをわかりやすいように時系列にて掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部に設置予定です。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ａ）取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

（ｂ）コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、取締役及び使用人が法令、定款及び企業倫理を遵守するように努めます。

（ｃ）コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

（ｄ）法令、定款に違反する行為がおこなわれ、また、おこなわれようとしている場合の内部通報制度を設け報告体制として、社内及び社外の通報窓口を設置しております。

（ｅ）当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶します。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ａ）取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めの他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

（ｂ）保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ａ）リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

（ｂ）危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ａ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月１回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

（ｂ）取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図ります。

（ｃ）社外取締役は、適宜代表取締役及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行います。

５．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ａ）RAVIPA グループとして、事業における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社グループの役員及び従業員に周

知徹底を図ります。

（ｂ）連結対象子会社に対しては、定期的に内部監査を実施するとともに、当社内部監査担当者が必要に応じて監査を行い、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置します。

７．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ａ）監査役の職務を補助すべき使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとします。

（ｂ）監査を補助する使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。

８．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ａ）監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。

（ｂ）取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

９．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（ａ）内部通報規程に基づく通報又は監査役に対する報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対し不利益な取り扱いを行いません。

（ｂ）前項の内容を当社の取締役及び使用人に周知徹底します。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社が支払うものとします。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ａ）監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めます。

（ｂ）監査役は定期的に監査法人及び内部監査実施者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

12．反社会的勢力を排除するための体制

（ａ）反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化します。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。

（b）管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図ります。

（c）反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また反社会的勢力による不当な要求に対しては毅然とした態度で対応してまいります。

反社会的勢力排除体制として「反社会的勢力排除規程」を定め、所轄部署を管理部として運用しております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。監査役、社外監査法人、内部監査担当の定期的監査実施を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図(参考資料)】更新

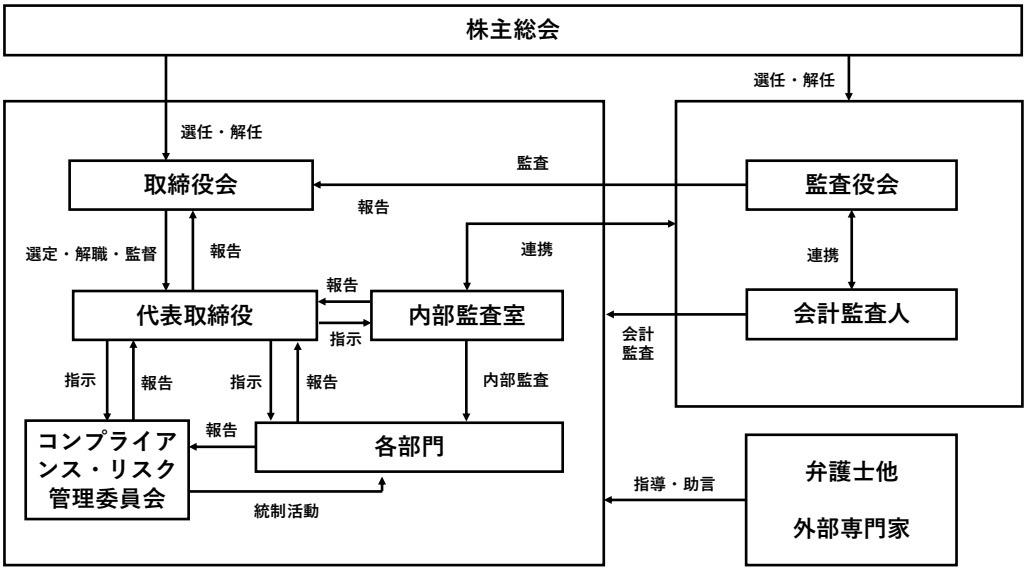

【適時開示体制の概要（模式図）】当社各部門→各部更新

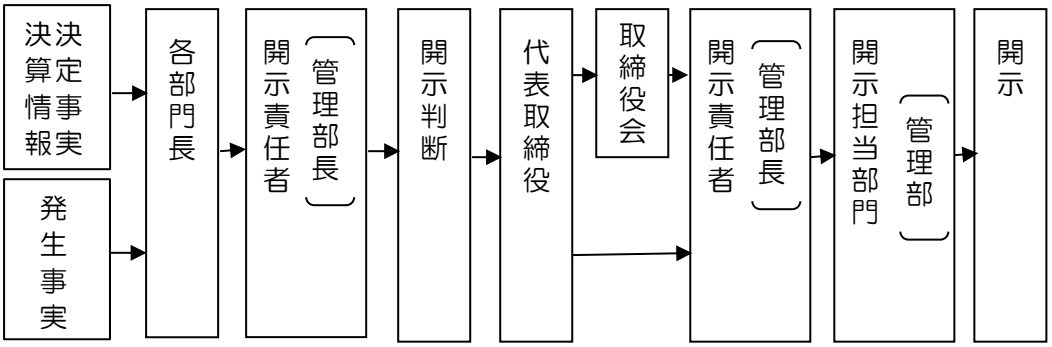

以上